

説明会内容

- 名 称 健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区の市街化区域編入に関する都市計画説明会
- 日 時 2023年2月9日(木) 19:00~19:45
- 場 所 綾瀬市 落合自治会館
- 参加者 11名
- 事務局 藤沢市 計画建築部 都市計画課
都市整備部 西北部総合整備事務所
下水道部 下水道総務課

■趣 旨

健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区の市街化区域編入に関する都市計画変更手続きとして、都市計画説明会を開催したものを。

■主な内容

(アルファベット：参加者 都：都市計画課 西：西北部総合整備事務所)

1. 開会

記録のため録音、写真撮影することを告げ、了承を得る。

2. 挨拶

3. 説明

(健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区のまちづくりについて、健康と文化の森地区及び新産業の森第二地区の市街化区域編入に関する都市計画の決定・変更について) 説明の後、一括して質疑を行う。

4. 質疑・応答

A：新産業の森第二地区について、事業後に周辺環境が変化した場合、どのように対応するのか。

西：県道を挟んで綾瀬市側については、地区計画によって緑地及び調整池として定め、環境に悪影響を及ぼす無謀な開発が行われないよう、制限をかける。

A：かつて、この一帯は森林が広がっており素晴らしい環境だったが、事業が進み工場が建ってから、風向きによって、工場の西側にある牛舎から堆肥を作る際の臭いが綾瀬市の住宅地に流れてくるようになった。藤沢市に相談をしたが「堆肥を作る際に臭いを抑える薬剤があり、補助金の制度もあるが、使用については事業者次第なので、強制はできない」という回答で、改善はされないままである。この点について、どう考えるか。

西：担当部署から話を伺っており、ご指摘の点については把握している。担当部署からは「個人に対して事業をやめるように言うことはできないが、その都度指導を行う。今後何かあれば、相談してほしい。」との回答を預かっている。

A：行政は一度指導をしたら放置し、数年すれば担当者が代わって何も知らないということが多々ある。工場で働く人は勤務時間だけだが、住民は24時間悩むことになる。何とか改善するように動いてほしい。

西：ご意見として持ち帰り、調整させていただきたい。

B：新産業の森第二地区も土地区画整理事業を行うのか。また、土地利用計画で「宅地」となる所に工場が建つということか。

西：新産業の森第二地区についても、土地区画整理事業で整備を行う。おっしゃるとおり、土地利用計画の「宅地」の部分に、企業誘致を行っている。

B：土地利用計画の「緑地」という所は、現状の森林が残るのか。

西：市が所有し、緑地として残ることになる。現状の樹林をそのまま残すかは、今後、検討を行っていく。貴重な樹木等があれば、できるだけ残す検討をするが、樹林の状態が悪ければ、全て伐採して植え替えることになると考えている。

B：土地利用計画の「調整池」とは。

西：雨が降った際、河川に水が一気に流れていかないように、一時的に調整する溜池のような施設であり、基本的には人が立ち入れない場所になる予定である。

5. 閉会

以 上